附属書第七四・一八項中

七四一八・一一 七四一八・一九	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 その他のもの

を

七四一八・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

に改める。

附属書第七六・一五項中

七六一五・一一 七六一五・一九	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 その他のもの

を

七六一五・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

に改める。

附属書第八二〇一・二〇号を削る。

附属書第八二〇五・八〇号を削り、同附属書第八二〇五・九〇号を次のように改める。

八二〇五・九〇	その他のもの（この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。）

附属書八四類の注2中「八四・四三項参照）を含まない。」を「また、第八四・二四項には、インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）を含まない。」に改める。

附属書第八四類の号注1中「注5(B)」を「注5(C)」に改める。

附属書第八四・二五項中「その他のウインチ」を「ウインチ」に改める。

附属書第八四五二・四〇号を削り、同附属書第八四五二・九〇号中「ミシン」の下に「用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシン」を加える。

附属書第八四・五六項中「機械」の下に「及びウォータージェット切断機械」を加える。

附属書第八四・七九項中

八四七九・六〇	蒸発式空気冷却装置 旅客搭乗橋 空港において使用する種類のもの その他のもの

を

八四七九・六〇	蒸発式空気冷却装置

に改める。

附属書第八五類の注1(d)中「第九〇類」を「第九〇・一八項」に改める。

附属書第八五〇七・四〇号の次に次の二号を加える。

八五〇七・五〇 八五〇七・六〇	ニッケル・水素蓄電池 リチウム・イオン蓄電池

附属書第八五・二二項中「から第八五・二一項まで」を「又は第八五・二一項」に改める。

附属書第八五・二三項中

八五二三・四〇	光学媒体

を

八五二三・四一 八五二三・四九	光学媒体 記録してないもの その他のもの

に改める。

附属書第八五二八・七三号中「白黒その他の」を削る。

附属書第八五四〇・一二号中「白黒その他の」を削り、同附属書第八五四〇・四〇号中「ディスプレイ管」の下に「（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管」を加え、同附属書第八五四〇・五〇号及び第八五四〇・七二号を削る。

附属書第八七・一四項中

八七一四・一一 八七一四・一九	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの サドル その他のもの

を

八七一四・一〇	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの

に改める。

附属書第九〇・〇七項中

九〇〇七・一一 九〇〇七・一九	撮影機 幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの その他のもの

を

九〇〇七・一〇	撮影機

に改める。

附属書第九〇・〇八項を次のように改める。

九〇・〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）
九〇〇八・五〇 九〇〇八・九〇	投影機、引伸機及び縮小機 部分品及び附属品

を

附属書第九一・〇九項中

九一〇九・一一 九一〇九・一九	電気式のもの 目覚まし時計のもの その他のもの

を

九一〇九・一〇	電気式のもの

に改める。

附属書第九一一四・二〇号を削る。

附属書第九二・〇五項を次のように改める。

九二・〇五	吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。）
九二〇五・一〇 九二〇五・九〇	金管楽器 その他のもの

を

附属書第九三・〇一項中

九三・〇一	軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）
九三〇一・一一 九三〇一・一九	火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲） 自走式のもの その他のもの

を